

議会運営委員会

令和5年11月21日（火）

午前9時57分開会

○小川委員長　それでは、皆様、おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

本日は、令和5年第4回定例会に係る議会運営委員会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の欠席通告者は、育児のため中里沙也加委員であります。

それでは、市長に御挨拶いただく前に、副市長からちょっと報告があります。

○下村副市長　申し訳ございません。本日、お手元に配付の定例会議案書の訂正について御説明させていただきます。

お手元に配付しております議案書の中で、今回13議案を提出しておりますが、その中の議案第56号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、本日、国のほうから準則に誤りがあるとの連絡がありました。そのため、56号を取り下げて、56号以下の議案番号を繰り上げて提出するものとし、今回の提出議案につきましては12議案ということで、新たな議案書につきましてはできるだけ早めに議員の皆様へ配付したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小川委員長　皆様、よろしいでしょうか。

それでは、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長　おはようございます。

本日は、令和5年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第52号、「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から、議案第57号、これは一部変更しております、議案第57号、「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」までの条例の一部改正議案が6件でございます。

並びに議案第63号、「和解及び損害賠償の額の決定について」の議案が1件、また、条ずれがございまして、議案第58号、「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から、議案第62号、「令和5年度尾鷲市水道事業

会計補正予算（第1号）の議決について」までの補正予算案が5件、合計12議案であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○小川委員長　それでは、議題に入ります。

まずは提出議案について説明願います。

○森本総務課長　それでは、今回提案しております議案について御説明させていただきます。

議案書の1ページのほうを御覧ください。

議案第52号、「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、初任給及び若年層の給料表の水準の引上げ及び賞与の支給月を0.1月分引き上げるなど、国の人事院勧告がありましたことから、これらを準拠させていただきまして、所要の改正を行うため関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、23ページの議案第53号、「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍謄本等の交付が本拠地以外での交付可能となる交付事務などが新たに追加されることから、これらに伴う手数料に係る条例の一部を改正するものであります。

次に、26ページの議案第54号、「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、28ページの議案第55号、「尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正について」につきましては、小原野墓園の使用料を令和6年4月から開始することに伴う同施設の所在地及び使用料の規定並びに減免の規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、30ページ、議案第56号でございます。「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、接触禁止令等の用語が定義されたことから、法の規定を引用しております市営住宅入居者の資格条件に係る条例の一部を改正するものでございます。

次に、32ページの議案第57号でございます。「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、水道整備・管理行政が、厚生労働省から国土交通省へ令和6年4月1日より移管されることに伴う条文の整備、水道事業の健全な経営を維持し、安全な水道水を安定して供給することができるよう、水道施設の更新を計画的に行う必要があることから、必要な財源を確保し経営基盤の強化を図ることを目的といたしましての、水道料金の額を引き上げるため条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、34ページの議案第58号、「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から、38ページの議案第62号、「令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案につきまして、一括して説明させていただきます。

お手元に配付の一般会計補正予算（第6号）主要事項説明の1ページのほうを御覧ください。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ3億1,704万8,000円の増額、特別会計では、国民健康保険事業会計で6,208万5,000円、後期高齢者医療事業会計で64万5,000円のそれぞれの増額、また企業会計の病院事業会計では、歳入で1億1,229万8,000円、歳出で3,595万4,000円のそれぞれ減額、水道事業会計は、歳入で31万7,000円の減額、歳出で182万3,000円の増額であります。

2ページのほうを御覧ください。

一般会計の歳入でございます。

補正の主なものといたしましては、14款国庫支出金1,707万5,000円の増額は、利用者の増加等に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金739万6,000円の増額及び住民基本台帳システム等の改修に対する社会保障・税番号システム整備費補助金869万1,000円の追加が主なものでございます。

15款県支出金489万1,000円の増額は、利用者の増加等に伴う三重県障害者自立支援給付費等負担金244万2,000円及び子ども医療費助成金155万5,000円のそれぞれの増額が主なものでございます。

17款寄附金1億9,822万5,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加見込みに伴い1億5,000万円を増額及びみんなの森プロジェクト事業に対する地方創生応援寄附金2,500万円、一般財団法人尾鷲みどりの協会からの林業振興事業寄附金2,230万など、それぞれに寄附いただいたものでございます。

18款繰入金6,770万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から7,409万5,000円を繰り入れるほか、対象事業費の減少に伴い、森林環境譲与税基金繰入金を639万5,000円減額するものでございます。

20款諸収入2,915万7,000円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金の追加であります。

3ページのほうを御覧ください。

歳出であります。

款別の補正額につきましては、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものにつきましては、歳出明細書で御説明させていただきます。

4ページのほうを御覧ください。

各款共通の人件費のうち、主なものは一般職の給料で、人事院勧告による給与改定等に伴う増額及び人事異動等による減額などの増減要因により、合わせて589万5,000円の減額、職員手当では、制度改正及び退職手当の増加等によりまして、合わせて7,817万1,000円の増額、また、共済費は114万1,000円の減額でございます。

次に、総務費であります。主なものとしたしまして、一般管理費のうち、ふるさと納税事業7,925万7,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加見込みに伴い、必要となる経費を増額するものでございます。

次に、財産管理費は、基金積立金で尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、ふるさと応援基金積立金9,000万円、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金1,336万2,000円のそれぞれの増額でございます。

また、一番下の欄の戸籍住民基本台帳費975万2,000円の増額は、個人番号関係住基システム及び同戸籍システムの改修業務委託料でございます。

5ページを御覧ください。

民生費ですが、社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金242万9,000円の増額は、職員給与費等繰出金の増加によるものであります。

次に、自立支援給付事業につきましては、生活介護事業費760万円の増額のほか、それぞれ利用者等の増減に伴う補正であります。

また、子ども医療費につきましては、助成件数の増加による子ども医療費助成金545万3,000円の増額であります。

次に、児童措置費のうち、保育所等事業は、使用済みおむつの保管用ゴミ箱等購入費補助金36万3,000円の追加であります。

次に、衛生費のうち、予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金として80万2,000円の追加、保健事業普及費82万2,000円の増額は、寄附金を活用し、体成分分析装置等を購入するものでございます。

次に、農林水産業費のうち、農業振興費は、有機農業に取り組む農業者に対する環境保全型農業直接支払補助金60万円の追加、林業振興費の森林経営管理事業業務委託料につきましては、設計変更及び入札により639万5,000円の減額であります。

また、管理費のみんなの森プロジェクト事業1,168万8,000円の増額は、企業版ふるさと納税活用事業で、生物多様性調査業務委託料330万円、Local Cop（ローカルコープ）負担金802万5,000円の追加が主なものであります。

6ページを御覧ください。

商工費につきましては、観光費で、夢古道の湯修繕料として174万6,000円の増額。

次の消防費は、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金327万1,000円の増額であります。

教育費につきましては、学校管理費（小学校費）で、宮之上小学校浄化槽等修繕料264万5,000円の増額、文化会館費は、台風7号により破損したカーテンウォール窓修繕料119万9,000円の追加であります。

続きまして、7ページから9ページまでは、債務負担行為補正であります。

庁内ネットワークシステム構築機器借上料以下、計65件の追加であります。いずれも、来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するもので、期間、限度額につきましては、それぞれ表に記載のとおりであります。

このうち、新規事業の主なものといたしまして、1行目、2行目の庁内ネットワークシステム構築機器借上料及び同保守業務委託につきましては、機器の老朽化に伴い、庁内ネットワークシステムを更新するものでございます。

次に、5行目にございます尾鷲市本庁舎等通信機器更新借上料、こちらにつきましては、機器の老朽化に伴い、電話機等の更新を行うものでございます。

8ページを御覧ください。

下から4行目にあります体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定支援業務委託につきましては、両施設の耐震化・長寿命化整備を

進めていくためのプロポーザル設計者選定支援業務であります。

続きまして、10ページのほうを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）一覧表であります。補正額は歳入歳出それぞれ6,208万5,000円の増額であります。

まず、歳入ですが、3款県支出金5,842万3,000円の増額は、保険給付費の増加見込みに伴う普通交付金の増額、5款繰入金256万2,000円の増額は、繰入れ対象経費の増加に伴う一般会計繰入金242万9,000円の増額が主なものであります。

7款諸収入110万円の増額は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金の追加であります。

次に、歳出ですが、主なものとしたしまして、1款総務費242万9,000円の増額は、人事院勧告等に伴う人件費の増額、2款保険給付費5,842万3,000円の増額は、療養給付費等の増加見込みによるものであります。

次に、保健事業費151万7,000円の減額は、特別調整交付金申請支援業務委託料165万円の皆減が主なものであります。

また、6款基金積立金274万3,000円の増額は、国保財政調整基金積立金の増額であります。

次に、11ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）一覧表であります。補正額は歳入歳出それぞれ64万5,000円の増額であります。

歳入のうち、2款繰入金150万4,000円の減額は、一般会計繰入金の減額、4款諸収入214万9,000円の増額は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金の追加であります。

歳出につきましては、1款総務費64万5,000円の増額で、人員異動等に伴う人件費の増額であります。

次に、12ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算（第2号）一覧表であります。

収益的収入及び支出の収入は、医業収益で、入院及び外来患者数の減少により2億1,249万円の減額、医業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策補助金1億19万2,000円の増額であります。

支出では、医業費用で、応援医師の減等による給与費の減額及び患者数の減等による材料費の減額等により3,514万8,000円の減額、医業外費用で、控除対

象外消費税の減額等により 80 万 6,000 円の減額であります。

13 ページを御覧ください。

債務負担行為補正につきましては、プロパンガス購入費以下、計 18 件の追加であります。それぞれ期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、14 ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算（第 1 号）一覧表であります。

収益的収入及び支出の収入は、営業外収益で、令和 4 年度決算値の反映による長期前受金戻入 31 万 7,000 円の減額、支出では、営業費用で、人事院勧告等により人件費を 182 万 3,000 円増額するものであります。

債務負担行為補正につきましては、自家用電気工作物保安管理業務委託以下、計 2 件の追加で、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

補正予算議案の説明は以上であります。

次に、議案書にお戻りいただきまして、39 ページを御覧ください。

議案第 63 号、「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、本年 3 月 13 日、環境課職員が公用車で市内瀬木山町の信号のない四つ角交差点を南進中に、同交差点西進中の相手方車両と交差点中央部で衝突し、相手方に負傷を負わせ、また相手方車両に損害を与えたもののうち、物損損害の和解及び損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償額、和解の要旨につきましては記載のとおりで、賠償額は、物件損害で損害賠償金 140 万 6,998 円でございます。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○小川委員長 説明は以上のとおりであります。ただいまの説明に対しまして質疑等がございましたら挙手願います。

○南委員 1 点だけ。議案 55 号の墓地公園使用条例の一部を改正する条例なんですけれども、新旧対照表を見たら、新旧対照表のほうには記載されていないんですけれども、この比較対照できないんですけれども、これはどんなんですか。これ、ある程度新規につくったということによろしいんですか、7 条の永代使用料の件は。それだけ。

○森本総務課長 使用料のほうにつきましては、規則のほうで記載されておりました、条例、新旧ということでございますので、表記的にはこういう形で表記させていただいたところでございます。新たに改正という形で、使用料のほうを記載さ

せていただきたいということでございます。

○南委員 本来は規則の中でうたわれておった使用料を、新たに条例のほうへ移し替えたということで理解してよろしいですか。

○森本総務課長 おっしゃるとおりでございます。規則のほうにちょっと委任しておりましたものを、条例のほうできちっとさせていただきたいというものでございます。

○南委員 金額的には変わっていないということですか。

○森本総務課長 もともとの使用料に関しましては、変更はございません。新たに小原野墓園の分だけ追加させていただいているという形でございます。

○小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員 この27ページの保育園のこの要綱についてお尋ねしたいんですけども、「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項について同じ。）」とあるのは、「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。）」とあるんですけども、特別利用教育とはどういうものを指すんですか。

○森本総務課長 申し訳ございません。今、手元に細かい資料がございませんので、委員会のほうで説明させていただけないでしょうか。

○小川委員長 中村委員、委員会でよろしいですか。

他にございませんか。

○下村副市長 この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例なんですけど、第3回定例会においても改正がありましたけど、こども家庭庁発足に伴う字句の改正というふう聞いております。委員御指摘の特別利用教育を提供しているというのはどういうことなのかというのは、担当課のほうから説明があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小川委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長 ないようですので、それでは、次に議員派遣について、事務局に説明いただきます。

○高芝議会事務局長 それでは、議員派遣について説明させていただきます。

ただいま通知させていただきました議員派遣一覧表のほうに記載のとおり、令和6年1月10日、津市におきまして第167回三重県市議会議長会定期総会が開催

される予定でございます。

議長とともに濱中副議長さんが出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、本定例会の最終日に議決いただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長 説明は以上のとおりでございますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小川委員長 それでは、次に、会期及び議事日程(案)について、事務局に説明いたさせます。

○高芝議会事務局 それでは、会期及び議事日程(案)について、説明させていただきます。

会期は、11月28日火曜日から12月13日水曜日までの16日間の予定でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

11月28日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がございました議案第52号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから、議案第63号、和解及び損害賠償の額の決定についてまでの計12議案についてでございます。

なお、先ほど執行部より説明がございましたが、本日の事項書などに記載の議案第56号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてを取り下げることに伴い、議案番号等の変更につきましては、後刻、修正の上、タブレットにてアップロードさせていただくなどさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、翌11月29日水曜日から12月1日金曜日までは議案調査、2日、3日は土日のため休会となります。4日月曜日午前10時より本会議を再開し、11月28日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

7日木曜日から土日を挟みまして11日月曜日までは行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

12日火曜日は予備日とし、13日水曜日午前10時から本会議を再開していた

だきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて各発言通告書について説明させていただいてよろしいですか。

○小川委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　それでは、各発言通告書について説明させていただきます。

一般質問発言通告書及び議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、申合せによりまして、11月29日水曜日の午前11時まで、次に、討論発言通告書提出期限につきましては、12月12日火曜日の午前11時までとさせていただいております。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長　　ただいまの説明に対しまして、何か質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　　他に何かございませんか。なければこれで終わりたいんですが、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　　ないようですので、これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さまでございました。

（午前10時27分　閉会）